

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書の訂正報告書
【根拠条文】	証券取引法第24条の2第1項
【提出先】	東海財務局長
【提出日】	平成19年9月13日
【事業年度】	第2期（自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日）
【会社名】	中日本高速道路株式会社
【英訳名】	Central Nippon Expressway Company Limited
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 高橋 文雄
【本店の所在の場所】	名古屋市中区錦二丁目18番19号
【電話番号】	052-222-1620（代表）
【事務連絡者氏名】	経理部長 横山 明巳
【最寄りの連絡場所】	名古屋市中区錦二丁目18番19号
【電話番号】	052-222-1620（代表）
【事務連絡者氏名】	経理部長 横山 明巳
【縦覧に供する場所】	中日本高速道路株式会社 東京事務所 （東京都港区虎ノ門三丁目8番21号）

1 【有価証券報告書の訂正報告書の提出理由】

平成19年6月28日に提出いたしました第2期（自平成18年4月1日 至平成19年3月31日）有価証券報告書の記載事項の一部に訂正すべき事項がありましたので、これを訂正するため、有価証券報告書の訂正報告書を提出するものであります。

2 【訂正事項】

第一部 企業情報

第2 事業の状況

1 業績等の概要

第4 提出会社の状況

3 配当政策

6 コーポレート・ガバナンスの状況

第5 経理の状況

1 連結財務諸表等

(1) 連結財務諸表

① 連結貸借対照表

④ 連結キャッシュ・フロー計算書

連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項
表示方法の変更

注記事項

(連結貸借対照表関係)

(連結株主資本等変動計算書関係)

(連結キャッシュ・フロー計算書関係)

(リース取引関係)

関連当事者との取引

(重要な後発事象)

2 財務諸表等

(1) 財務諸表

重要な会計方針

注記事項

(貸借対照表関係)

(リース取引関係)

(重要な後発事象)

3 【訂正箇所】

訂正箇所は_____を付して表示しております。

第一部【企業情報】

第2【事業の状況】

1【業績等の概要】

(訂正前)

<略>

(参考)

提出会社は、高速道路事業等会計規則第6条の規定により当事業年度（自平成18年4月1日至平成19年3月31日）における「高速道路事業営業収益、営業外収益及び特別利益明細表」を以下のとおり作成しております。

I 高速道路事業営業収益、営業外収益及び特別利益明細表

平成18年4月1日から平成19年3月31日まで

(単位：百万円)

1. 営業収益		
料金収入	610,341	
道路資産完成高	24,087	
その他の売上高	1,255	635,684
2. 営業外収益		
受取利息	116	
有価証券利息	0	
物品売却益	0	
土地物件貸付料	395	
原因者負担収入	865	
雑収入	597	1,974
3. 特別利益		
固定資産売却益	145	
前期損益修正益	255	
その他特別利益	19	421
高速道路事業営業収益等合計		<u>638,080</u>

(訂正後)

<略>

(参考)

提出会社は、高速道路事業等会計規則第6条の規定により当事業年度（自平成18年4月1日至平成19年3月31日）における「高速道路事業営業収益、営業外収益及び特別利益明細表」を以下のとおり作成しております。

I 高速道路事業営業収益、営業外収益及び特別利益明細表

平成18年4月1日から平成19年3月31日まで

(単位：百万円)

1. 営業収益		
料金収入	610,341	
道路資産完成高	24,087	
その他の売上高	1,255	635,684
	<hr/>	
2. 営業外収益		
受取利息	116	
有価証券利息	0	
物品売却益	0	
土地物件貸付料	395	
原因者負担収入	865	
雑収入	597	1,974
	<hr/>	
3. 特別利益		
固定資産売却益	145	
前期損益修正益	255	
その他特別利益	39	441
	<hr/>	<hr/>
高速道路事業営業収益等合計		638,100

第4【提出会社の状況】

3【配当政策】

(訂正前)

当社は、当面、財務体質を強化することとし、配当などの社外流出を控え、可能な限り自己資本の充実に努めていきたいと考えております。内部留保金につきましては、高速道路事業から生じたものとそれ以外のものとに区分し、高速道路事業に係る利益につきましては、将来の道路資産賃借料の確実な支払いを始めとする的確な事業運営に備えるため「高速道路事業積立金」として、高速道路事業以外の事業に係る利益につきましては、経営基盤の確立に向けた資本充実と今後の設備投資に備えるため「別途積立金」として積み立てております。

当社は、会社法第454条第5項に規定する中間配当を行うことができる旨を定款で定めており、剰余金の配当の決定機関は、期末配当につきましては株主総会、中間配当につきましては取締役会となります。

(訂正後)

当社は、当面、財務体質を強化することとし、配当などの社外流出を控え、可能な限り自己資本の充実に努めていきたいと考えております。内部留保金につきましては、高速道路事業から生じたものとそれ以外のものとに区分し、高速道路事業に係る利益につきましては、将来の道路資産賃借料の確実な支払いを始めとする的確な事業運営に備えるため「高速道路事業積立金」として、高速道路事業以外の事業に係る利益につきましては、経営基盤の確立に向けた資本充実と今後の設備投資に備えるため「別途積立金」として積み立てております。

なお、当社は、「剰余金の配当は、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対して行う」旨を定款で定めております。

また、当社は、会社法第454条第5項に規定する中間配当を行うことができる旨を定款で定めております。

剰余金の配当の決定機関は、期末配当につきましては株主総会、中間配当につきましては取締役会となります。

6【コーポレート・ガバナンスの状況】

(訂正前)

<略>

(10) 株主総会の特別決議要件

当社は、会社法第309条第2項に定める株主総会の特別決議要件について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う旨を定款に定めております。

これは、株主総会における特別決議の定足数を緩和することにより、株主総会の円滑な運営を行うことを目的とするものであります。

(訂正後)

<略>

(10) 取締役会において決議することができる株主総会決議事項

当社は、取締役会の決議によって、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に、中間配当を支払うことができる旨を定款に定めております。これは、株主への利益還元を機動的に行うことを目的とするものです。

(11) 株主総会の特別決議要件

当社は、会社法第309条第2項に定める株主総会の特別決議要件について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う旨を定款に定めております。

これは、株主総会における特別決議の定足数を緩和することにより、株主総会の円滑な運営を行うことを目的とするものであります。

第5【経理の状況】

1【連結財務諸表等】

(1)【連結財務諸表】

①【連結貸借対照表】

(訂正前)

区分	注記 番号	前連結会計年度 (平成18年3月31日)		当連結会計年度 (平成19年3月31日)	
		金額 (百万円)	構成比 (%)	金額 (百万円)	構成比 (%)
(負債の部)					
I 流動負債					
1. 1年以内返済予定長期 借入金		3,415		4,488	
2. 高速道路事業営業未払 金		105,999		95,823	
3. 未払金		17,352		13,899	
4. 未払法人税等		13,087		3,653	
5. 賞与引当金		1,575		1,568	
6. 引継道路施設撤去引当 金		55		—	
7. ハイウェイカード偽造 損失補てん引当金		670		566	
8. 回数券払戻引当金		36		1	
9. その他		64,759		22,522	
流動負債合計		206,951	25.4	142,522	14.3
II 固定負債					
1. 道路建設関係社債	※1	100,000		264,289	
2. 道路建設関係長期借入 金		271,500		328,497	
3. 長期借入金		33,323		28,834	
4. 退職給付引当金		46,215		48,335	
5. 役員退職慰労引当金		7		14	
6. ETCマイレージサー ビス引当金		5,988		8,444	
7. その他		7,633		13,778	
固定負債合計		464,668	57.1	692,194	69.5
負債合計		671,619	82.5	834,716	83.8

(訂正後)

区分	注記 番号	前連結会計年度 (平成18年3月31日)		当連結会計年度 (平成19年3月31日)	
		金額 (百万円)	構成比 (%)	金額 (百万円)	構成比 (%)
(負債の部)					
I 流動負債					
1. 1年以内返済予定長期 借入金		3,415		4,488	
2. 高速道路事業営業未払 金		105,999		95,823	
3. 未払金		17,352		13,899	
4. 未払法人税等		13,087		3,653	
5. 預り金		21,786		—	
6. 受託業務前受金		9,293		—	
7. 前受金		31,667		—	
8. 賞与引当金		1,575		1,568	
9. 引継道路施設撤去引当 金		55		—	
10. ハイウェイカード偽造 損失補てん引当金		670		566	
11. 回数券払戻引当金		36		1	
12. その他		2,011		22,522	
流動負債合計		206,951	25.4	142,522	14.3
II 固定負債					
1. 道路建設関係社債	※1	100,000		264,289	
2. 道路建設関係長期借入 金		271,500		328,497	
3. 長期借入金		33,323		28,834	
4. 退職給付引当金		46,215		48,335	
5. 役員退職慰労引当金		7		14	
6. ETCマイレージサー ビス引当金		5,988		8,444	
7. その他		7,633		13,778	
固定負債合計		464,668	57.1	692,194	69.5
負債合計		671,619	82.5	834,716	83.8

④【連結キャッシュ・フロー計算書】

(訂正前)

		前連結会計年度 (自 平成17年10月1日 至 平成18年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
区分	注記 番号	金額 (百万円)	金額 (百万円)
II 投資活動によるキャッシュ・フロー			
定期預金の預入による支出		—	△10,000
定期預金の払戻による収入		—	4,000
投資有価証券の取得による支出		—	△42
固定資産の取得による支出		△12,120	△9,219
固定資産の売却による収入		1,130	883
営業譲受による支出		—	△4,598
その他		766	△307
投資活動によるキャッシュ・フロー		△10,224	△19,285
III 財務活動によるキャッシュ・フロー			
長期借入れによる収入		37,000	79,840
長期借入金の返済による支出		△36,255	△28,836
道路建設関係社債の発行による収入		99,519	163,895
財務活動によるキャッシュ・フロー		100,264	214,898
IV 現金及び現金同等物に係る換算差額		—	—
V 現金及び現金同等物の増加額 (△減少額)		95,700	△92,776
VI 現金及び現金同等物の期首残高		93,510	189,210
VII 現金及び現金同等物の期末残高	※	189,210	96,434

(注) 1. 前連結会計年度における営業活動によるキャッシュ・フロー、たな卸資産の減少額 (△は増加額) △98,517百万円には、機構法第15条第1項により機構に帰属したたな卸資産の額31,957百万円が含まれ、また、財務活動によるキャッシュ・フロー、長期借入金の返済による支出△36,255百万円には、同項の規定により機構が行った債務引受の額34,850百万円が含まれております。

<略>

(訂正後)

		前連結会計年度 (自 平成17年10月1日 至 平成18年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
区分	注記 番号	金額 (百万円)	金額 (百万円)
II 投資活動によるキャッシュ・フロー			
定期預金の預入による支出		—	△10,000
定期預金の払戻による収入		—	4,000
投資有価証券の取得による支出		—	△42
固定資産の取得による支出		△12,120	△9,219
固定資産の売却による収入		1,130	883
営業譲受による支出	※2	—	△4,598
その他		766	△307
投資活動によるキャッシュ・フロー		△10,224	△19,285
III 財務活動によるキャッシュ・フロー			
長期借入れによる収入		37,000	79,840
長期借入金の返済による支出		△36,255	△28,836
道路建設関係社債の発行による収入		99,519	163,895
財務活動によるキャッシュ・フロー		100,264	214,898
IV 現金及び現金同等物に係る換算差額		—	—
V 現金及び現金同等物の増加額 (△減少額)		95,700	△92,776
VI 現金及び現金同等物の期首残高		93,510	189,210
VII 現金及び現金同等物の期末残高	※1	189,210	96,434

(注) 1. 前連結会計年度における営業活動によるキャッシュ・フロー、たな卸資産の減少額 (△は増加額) △98,517百万円には、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法第15条第1項により独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構に帰属したたな卸資産の額31,957百万円が含まれ、また、財務活動によるキャッシュ・フロー、長期借入金の返済による支出△36,255百万円には、同項の規定により独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構が行った債務引受の額34,850百万円が含まれております。

<略>

連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項
(訂正前)

前連結会計年度 (自 平成17年10月1日 至 平成18年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)				
<略>	<略>				
<p>4. 会計処理基準に関する事項</p> <p style="text-align: center;"><略></p> <p>(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法</p> <p>①有形固定資産</p> <p>定額法によっております。</p> <p>なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。</p> <table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="width: 70%;">構築物</td> <td style="text-align: right;">7年～50年</td> </tr> <tr> <td>機械装置</td> <td style="text-align: right;">5年～17年</td> </tr> </table> <p>また、日本道路公団から承継した資産については、上記耐用年数を基にした中古資産の耐用年数によっております。</p> <p style="text-align: center;"><略></p>	構築物	7年～50年	機械装置	5年～17年	<p>4. 会計処理基準に関する事項</p> <p style="text-align: center;"><略></p> <p>(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法</p> <p>①有形固定資産</p> <p style="text-align: center;"><u>同左</u></p> <p style="text-align: center;"><略></p>
構築物	7年～50年				
機械装置	5年～17年				

(訂正後)

前連結会計年度 (自 平成17年10月1日 至 平成18年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)								
<略>	<略>								
<p>4. 会計処理基準に関する事項</p> <p style="text-align: center;"><略></p> <p>(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法</p> <p>①有形固定資産</p> <p>定額法によっております。</p> <p>なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。</p> <table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="width: 70%;">構築物</td> <td style="text-align: right;">7年～50年</td> </tr> <tr> <td>機械装置</td> <td style="text-align: right;">5年～17年</td> </tr> </table> <p>また、日本道路公団から承継した資産については、上記耐用年数を基にした中古資産の耐用年数によっております。</p> <p style="text-align: center;"><略></p>	構築物	7年～50年	機械装置	5年～17年	<p>4. 会計処理基準に関する事項</p> <p style="text-align: center;"><略></p> <p>(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法</p> <p>①有形固定資産</p> <p style="text-align: center;"><u>定額法によっております。</u></p> <p style="text-align: center;"><u>なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。</u></p> <table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="width: 70%;">構築物</td> <td style="text-align: right;"><u>7年～50年</u></td> </tr> <tr> <td>機械装置</td> <td style="text-align: right;"><u>5年～17年</u></td> </tr> </table> <p style="text-align: center;"><u>また、道路公団から承継した資産については、上記耐用年数を基にした中古資産の耐用年数によっております。</u></p> <p style="text-align: center;"><略></p>	構築物	<u>7年～50年</u>	機械装置	<u>5年～17年</u>
構築物	7年～50年								
機械装置	5年～17年								
構築物	<u>7年～50年</u>								
機械装置	<u>5年～17年</u>								

表示方法の変更

(訂正前)

前連結会計年度 (自 平成17年10月1日 至 平成18年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
<略>	(連結貸借対照表) 前連結会計年度まで区分掲記しておりました「預り金」(当連結会計年度3,119百万円)、「受託業務前受金」(当連結会計年度4,958百万円)及び「前受金」(当連結会計年度11,515百万円)は、負債及び純資産の <u>100分の5以下となったため</u> 、流動負債の「その他」に含めて表示しております。 <略>

(訂正後)

前連結会計年度 (自 平成17年10月1日 至 平成18年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
<略>	(連結貸借対照表) 前連結会計年度まで区分掲記しておりました「預り金」(当連結会計年度3,119百万円)、「受託業務前受金」(当連結会計年度4,958百万円)及び「前受金」(当連結会計年度11,515百万円)は、負債及び純資産の <u>100分の5以下のため</u> 、流動負債の「その他」に含めて表示しております。 <略>

注記事項

(連結貸借対照表関係)

(訂正前)

前連結会計年度 (平成18年3月31日)	当連結会計年度 (平成19年3月31日)										
<p>※1 担保資産及び担保付債務</p> <p><u>高速道路会社法</u>第8条の規定により、総財産を道路建設関係社債100,000百万円の担保に供しております。</p> <p style="text-align: center;"><略></p> <p>4 偶発債務</p> <p>下記の会社等の金融機関からの借入金等に対して、次のとおり債務保証を行っております。</p> <p>(1) <u>民営化関係法施行法</u>第16条の規定により、<u>機構</u>、<u>東日本高速道路</u>及び<u>西日本高速道路</u>が<u>道路公団</u>から承継した借入金及び道路債券（国からの借入金、<u>機構</u>が承継した借入金及び国が保有している債券を除く）に係る債務については、<u>機構</u>、<u>東日本高速道路</u>及び<u>西日本高速道路</u>と連帯して債務を負っております。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding-left: 20px;"><u>機構</u></td> <td style="text-align: right;">11,757,203百万円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;"><u>東日本高速道路</u></td> <td style="text-align: right;">70,063百万円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;"><u>西日本高速道路</u></td> <td style="text-align: right;">51,522百万円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">計</td> <td style="text-align: right;">11,878,788百万円</td> </tr> </table> <p>(2) <u>機構法</u>第15条の規定により、高速道路の新設、改築、修繕又は災害復旧に要する費用に充てるために負担した債務を<u>機構</u>に引き渡した額のうち、以下の金額については、<u>東日本高速道路</u>及び<u>西日本高速道路</u>と連帯して債務を負っております。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding-left: 20px;"><u>機構</u></td> <td style="text-align: right;">34,850百万円</td> </tr> </table> <p>なお、上記引き渡しにより、道路建設関係長期借入金が34,850百万円減少しております。</p> <p style="text-align: center;"><略></p>	<u>機構</u>	11,757,203百万円	<u>東日本高速道路</u>	70,063百万円	<u>西日本高速道路</u>	51,522百万円	計	11,878,788百万円	<u>機構</u>	34,850百万円	<p><略></p>
<u>機構</u>	11,757,203百万円										
<u>東日本高速道路</u>	70,063百万円										
<u>西日本高速道路</u>	51,522百万円										
計	11,878,788百万円										
<u>機構</u>	34,850百万円										

(訂正後)

前連結会計年度 (平成18年3月31日)	当連結会計年度 (平成19年3月31日)										
<p>※1 担保資産及び担保付債務</p> <p>高速道路株式会社法第8条の規定により、総財産を道路建設関係社債100,000百万円の担保に供しております。</p> <p style="text-align: center;"><略></p> <p>4 偶発債務</p> <p>下記の会社等の金融機関からの借入金等に対して、次のとおり債務保証を行っております。</p> <p>(1) <u>日本道路公団等民営化関係法施行法第16条の規定により、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構、東日本高速道路株式会社及び西日本高速道路株式会社が日本道路公団から承継した借入金及び道路債券（国からの借入金、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構が承継した借入金及び国が保有している債券を除く）に係る債務については、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構、東日本高速道路株式会社及び西日本高速道路株式会社と連帯して債務を負っております。</u></p> <table border="0" data-bbox="252 1006 788 1181"><tr><td><u>(独) 日本高速道路保有・債務返済機構</u></td><td style="text-align: right;">11,757,203百万円</td></tr><tr><td><u>東日本高速道路株</u></td><td style="text-align: right;">70,063百万円</td></tr><tr><td><u>西日本高速道路株</u></td><td style="text-align: right;">51,522百万円</td></tr><tr><td>計</td><td style="text-align: right;">11,878,788百万円</td></tr></table> <p>(2) <u>独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法第15条の規定により、高速道路の新設、改築、修繕又は災害復旧に要する費用に充てるために負担した債務を独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構に引き渡した額のうち、以下の金額については、東日本高速道路株式会社及び西日本高速道路株式会社と連帯して債務を負っております。</u></p> <table border="0" data-bbox="252 1480 788 1535"><tr><td><u>(独) 日本高速道路保有・債務返済機構</u></td><td style="text-align: right;">34,850百万円</td></tr></table> <p>なお、上記引き渡しにより、道路建設関係長期借入金が34,850百万円減少しております。</p> <p style="text-align: center;"><略></p>	<u>(独) 日本高速道路保有・債務返済機構</u>	11,757,203百万円	<u>東日本高速道路株</u>	70,063百万円	<u>西日本高速道路株</u>	51,522百万円	計	11,878,788百万円	<u>(独) 日本高速道路保有・債務返済機構</u>	34,850百万円	<略>
<u>(独) 日本高速道路保有・債務返済機構</u>	11,757,203百万円										
<u>東日本高速道路株</u>	70,063百万円										
<u>西日本高速道路株</u>	51,522百万円										
計	11,878,788百万円										
<u>(独) 日本高速道路保有・債務返済機構</u>	34,850百万円										

(連結株主資本等変動計算書関係)

当連結会計年度(自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)

(訂正前)

<略>

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項
該当事項はありません。

3. 配当に関する事項
該当事項はありません。

(訂正後)

<略>

2. 自己株式の種類及び株式数に関する事項
該当事項はありません。

3. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項
該当事項はありません。

4. 配当に関する事項
該当事項はありません。

(連結キャッシュ・フロー計算書関係)

(訂正前)

前連結会計年度 (自 平成17年10月1日 至 平成18年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)																		
<p>※ 現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 (平成18年3月31日現在)</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">現金及び預金勘定</td> <td style="text-align: right;">134,299百万円</td> </tr> <tr> <td>取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する商業ペーパー(有価証券勘定)</td> <td style="text-align: right;">9,999百万円</td> </tr> <tr> <td>契約期間が3ヶ月以内の売戻条件付現先(短期貸付金勘定)</td> <td style="text-align: right;">44,912百万円</td> </tr> <tr> <td style="border-top: 1px solid black;">現金及び現金同等物</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">189,210百万円</td> </tr> </table>	現金及び預金勘定	134,299百万円	取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する商業ペーパー(有価証券勘定)	9,999百万円	契約期間が3ヶ月以内の売戻条件付現先(短期貸付金勘定)	44,912百万円	現金及び現金同等物	189,210百万円	<p>※ 現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 (平成19年3月31日現在)</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">現金及び預金勘定</td> <td style="text-align: right;">70,440百万円</td> </tr> <tr> <td>契約期間が3ヶ月以内の売戻条件付現先(短期貸付金勘定)</td> <td style="text-align: right;">29,993百万円</td> </tr> <tr> <td style="border-top: 1px solid black;">計</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">100,434百万円</td> </tr> <tr> <td>預入期間3ヶ月超の定期預金</td> <td style="text-align: right;">△4,000百万円</td> </tr> <tr> <td style="border-top: 1px solid black;">現金及び現金同等物</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">96,434百万円</td> </tr> </table>	現金及び預金勘定	70,440百万円	契約期間が3ヶ月以内の売戻条件付現先(短期貸付金勘定)	29,993百万円	計	100,434百万円	預入期間3ヶ月超の定期預金	△4,000百万円	現金及び現金同等物	96,434百万円
現金及び預金勘定	134,299百万円																		
取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する商業ペーパー(有価証券勘定)	9,999百万円																		
契約期間が3ヶ月以内の売戻条件付現先(短期貸付金勘定)	44,912百万円																		
現金及び現金同等物	189,210百万円																		
現金及び預金勘定	70,440百万円																		
契約期間が3ヶ月以内の売戻条件付現先(短期貸付金勘定)	29,993百万円																		
計	100,434百万円																		
預入期間3ヶ月超の定期預金	△4,000百万円																		
現金及び現金同等物	96,434百万円																		

(訂正後)

前連結会計年度 (自 平成17年10月1日 至 平成18年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)																												
<p>※1 現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 (平成18年3月31日現在)</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">現金及び預金勘定</td> <td style="text-align: right;">134,299百万円</td> </tr> <tr> <td>取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する商業ペーパー(有価証券勘定)</td> <td style="text-align: right;">9,999百万円</td> </tr> <tr> <td>契約期間が3ヶ月以内の売戻条件付現先(短期貸付金勘定)</td> <td style="text-align: right;">44,912百万円</td> </tr> <tr> <td style="border-top: 1px solid black;">現金及び現金同等物</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">189,210百万円</td> </tr> </table>	現金及び預金勘定	134,299百万円	取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する商業ペーパー(有価証券勘定)	9,999百万円	契約期間が3ヶ月以内の売戻条件付現先(短期貸付金勘定)	44,912百万円	現金及び現金同等物	189,210百万円	<p>※1 現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 (平成19年3月31日現在)</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">現金及び預金勘定</td> <td style="text-align: right;">70,440百万円</td> </tr> <tr> <td>契約期間が3ヶ月以内の売戻条件付現先(短期貸付金勘定)</td> <td style="text-align: right;">29,993百万円</td> </tr> <tr> <td style="border-top: 1px solid black;">計</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">100,434百万円</td> </tr> <tr> <td>預入期間3ヶ月超の定期預金</td> <td style="text-align: right;">△4,000百万円</td> </tr> <tr> <td style="border-top: 1px solid black;">現金及び現金同等物</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">96,434百万円</td> </tr> </table> <p>※2 <u>当社及び連結子会社中日本エクシス㈱が、道路サービス機構及びハイウェイ交流センターから、事業を譲り受けたことにより増加した資産及び負債の主な内訳は次のとおりです。</u></p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;"><u>流動資産</u></td> <td style="text-align: right;"><u>120百万円</u></td> </tr> <tr> <td><u>固定資産</u></td> <td style="text-align: right;"><u>20,820百万円</u></td> </tr> <tr> <td style="border-top: 1px solid black;"><u>資産合計</u></td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;"><u>20,941百万円</u></td> </tr> <tr> <td><u>固定負債</u></td> <td style="text-align: right;"><u>11,561百万円</u></td> </tr> <tr> <td style="border-top: 1px solid black;"><u>負債合計</u></td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;"><u>11,561百万円</u></td> </tr> </table>	現金及び預金勘定	70,440百万円	契約期間が3ヶ月以内の売戻条件付現先(短期貸付金勘定)	29,993百万円	計	100,434百万円	預入期間3ヶ月超の定期預金	△4,000百万円	現金及び現金同等物	96,434百万円	<u>流動資産</u>	<u>120百万円</u>	<u>固定資産</u>	<u>20,820百万円</u>	<u>資産合計</u>	<u>20,941百万円</u>	<u>固定負債</u>	<u>11,561百万円</u>	<u>負債合計</u>	<u>11,561百万円</u>
現金及び預金勘定	134,299百万円																												
取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する商業ペーパー(有価証券勘定)	9,999百万円																												
契約期間が3ヶ月以内の売戻条件付現先(短期貸付金勘定)	44,912百万円																												
現金及び現金同等物	189,210百万円																												
現金及び預金勘定	70,440百万円																												
契約期間が3ヶ月以内の売戻条件付現先(短期貸付金勘定)	29,993百万円																												
計	100,434百万円																												
預入期間3ヶ月超の定期預金	△4,000百万円																												
現金及び現金同等物	96,434百万円																												
<u>流動資産</u>	<u>120百万円</u>																												
<u>固定資産</u>	<u>20,820百万円</u>																												
<u>資産合計</u>	<u>20,941百万円</u>																												
<u>固定負債</u>	<u>11,561百万円</u>																												
<u>負債合計</u>	<u>11,561百万円</u>																												

(リース取引関係)

(訂正前)

前連結会計年度 (自 平成17年10月1日 至 平成18年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
<略>	<略>
2 オペレーティング・リース取引 道路資産の未経過リース料	2 オペレーティング・リース取引 道路資産の未経過リース料
1年内 451,862百万円	1年内 464,573百万円
1年超 21,249,248百万円	1年超 20,772,469百万円
合計 21,701,111百万円	合計 21,237,042百万円
(注1) 当社及び <u>機構</u> は、道路資産の貸付料を含む協定について、おおむね5年ごとに検討を加え、必要がある場合には、相互にその変更を申し出ることができることとされております。ただし、道路資産の貸付料を含む協定が <u>機構法</u> 第17条に規定する基準に適合しなくなった場合等、業務等の適正かつ円滑な実施に重大な支障が生ずるおそれがある場合には、上記の年限に関わらず、相互にその変更を申し出ることができることとされております。	(注1) <u>同左</u>
<略>	<略>

(訂正後)

前連結会計年度 (自 平成17年10月1日 至 平成18年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
<略>	<略>
2 オペレーティング・リース取引 道路資産の未経過リース料	2 オペレーティング・リース取引 道路資産の未経過リース料
1年内 451,862百万円	1年内 464,573百万円
1年超 21,249,248百万円	1年超 20,772,469百万円
合計 21,701,111百万円	合計 21,237,042百万円
(注1) 当社及び <u>独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構</u> は、道路資産の貸付料を含む協定について、おおむね5年ごとに検討を加え、必要がある場合には、相互にその変更を申し出ることができることとされております。ただし、道路資産の貸付料を含む協定が <u>独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法</u> 第17条に規定する基準に適合しなくなった場合等、業務等の適正かつ円滑な実施に重大な支障が生ずるおそれがある場合には、上記の年限に関わらず、相互にその変更を申し出ることができることとされております。	(注1) 当社及び <u>機構</u> は、道路資産の貸付料を含む協定について、おおむね5年ごとに検討を加え、必要がある場合には、相互にその変更を申し出ることができることとされております。ただし、道路資産の貸付料を含む協定が <u>機構法</u> 第17条に規定する基準に適合しなくなった場合等、業務等の適正かつ円滑な実施に重大な支障が生ずるおそれがある場合には、上記の年限に関わらず、相互にその変更を申し出ることができることとされております。
<略>	<略>

【関連当事者との取引】

前連結会計年度（自 平成17年10月1日 至 平成18年3月31日）

(1) 親会社及び法人主要株主等

(訂正前)

属性	会社等の名称	住所	資本金 (百万円)	事業の内容	議決権等の 所有割合	関係内容		取引内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
						役員の 兼任等	事業上 の関係				
主要株主 (会社等)	国土交通 省 (国土交 通大臣)	東京都 千代田区	-	国土交通 行政	(被所有) 直接 99.95%	なし	道路の 新設等 の受託 等	受託事業収 入等	25,103	未収入金	441
								受託業務前 受金の受入	7,076	受託業務 前受金	7,105

(注) 受託業務前受金を除き、取引金額には消費税は含まれておりません。

(訂正後)

属性	会社等の名称	住所	資本金 (百万円)	事業の内容	議決権等の 所有割合	関係内容		取引内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
						役員の 兼任等	事業上 の関係				
主要株主 (会社等)	国土交通 省 (国土交 通大臣)	東京都 千代田区	-	国土交通 行政	(被所有) 直接 99.95%	なし	道路の 新設等 の受託 等	受託事業収 入等 <u>(注2)</u>	25,103	未収入金	441
								受託業務前 受金の受入 <u>(注2)</u>	7,076	受託業務 前受金	7,105

(注) 1. 受託業務前受金を除き、取引金額には消費税は含まれておりません。

2. 取引条件及び取引条件の決定方針等

当社及び国土交通省との間で、受託する道路の新設等の工事について協議の上、協定を締結しております。

(2) 兄弟会社等

(訂正前)

属性	会社等の名称	住所	資本金 (百万円)	事業の内容	議決権等の所有割合	関係内容		取引内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)	
						役員の兼任等	事業上の関係					
主要株主 (会社等) が議決権の過半数を自己の計算において所有している会社	機構	東京都港区	4,463,874	高速道路に係る道路資産の保有及び会社への貸付け、承継債務の返済等	なし	なし	道路資産の借受	道路資産賃借料の支払 (注1)	206,851	高速道路事業営業未払金	39,614	
							債務の引渡及び借入金の連帯債務	債務の引渡及び債務保証 (注2)	34,850	—	—	
							借入金の連帯債務	債務保証 (注3)	11,757,203	—	—	
								当社借入に対する債務被保証 (注4)	58,038	—	—	
主要株主 (会社等) が議決権の過半数を自己の計算において所有している会社	東日本高速道路	東京都千代田区	52,500	高速道路の新設、改築、維持、修繕その他の管理等	なし	なし	借入金の連帯債務	債務保証 (注3)	70,063	—	—	
								当社借入に対する債務被保証 (注4)	58,038	—	—	
							料金収入等の精算等	料金収入等の精算金の受入	9,038	—	高速道路事業営業未収入金	8,853
								料金収入等の精算金の支払	15,822	—	高速道路事業営業未払金	397
							民営化に伴うETC前受金の精算	ETC前受金の精算	—	—	預り金	11,171
主要株主 (会社等) が議決権の過半数を自己の計算において所有している会社	西日本高速道路	大阪市北区	47,500	高速道路の新設、改築、維持、修繕その他の管理等	なし	なし	借入金の連帯債務	債務保証 (注3)	51,522	—	—	
								当社借入に対する債務被保証 (注4)	58,038	—	—	
							料金収入等の精算等	料金収入等の精算金の支払	15,866	—	—	
							民営化に伴うETC前受金の精算	ETC前受金の精算	—	—	預り金	8,554

(注) 1. 民営化関係法施行法第24条の規定により国土交通大臣が策定した暫定協定に基づき支払を行っております。

2. 機構法第15条の規定により、高速道路の新設、改築、修繕または災害復旧に要する費用に充てるために負担した債務を、機構に引き渡しております。また、引き渡した債務について、当社は東日本高速道路及び西日本高速道路と連帯して債務保証を行っております。なお、保証料は受け取っておりません。

3. 民営化関係法施行法第16条の規定により、機構、東日本高速道路及び西日本高速道路が道路公団から承継した借入金及び道路債券（国からの借入金、機構が承継した借入金及び国が保有している債券を除く）について、機構、東日本高速道路及び西日本高速道路と連帯して債務保証を行っております。なお、保証料は受け取っておりません。
4. 民営化関係法施行法第16条の規定により、当社が道路公団から承継した借入金（国からの借入金を除く）に対して、機構、東日本高速道路及び西日本高速道路より債務保証を受けております。なお、保証料の支払は行っておりません。
5. 取引金額及び期末残高には、保証債務を除き、消費税等が含まれております。

(訂正後)

属性	会社等の名称	住所	資本金 (百万円)	事業の内容	議決権等の所有割合	関係内容		取引内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
						役員の兼任等	事業上の関係				
主要株主 (会社等) が議決権の過半数を自己の計算において所有している会社	独立行政 法人日本 高速道路 保有・債務 返済機構	東京都 港区	4,463,874	高速道路に係る道路資産の保有及び会社への貸付け、承継債務の返済等	なし	なし	道路資産の借受	道路資産賃借料の支払 (注1)	206,851	高速道路 事業営業 未払金	39,614
							債務の引渡及び借入金の連帯債務	債務の引渡及び債務保証 (注2)	34,850	—	—
							借入金の連帯債務	債務保証 (注3)	11,757,203	—	—
								当社借入に対する債務被保証 (注4)	58,038	—	—
主要株主 (会社等) が議決権の過半数を自己の計算において所有している会社	東日本高 速道路株	東京都 千代田区	52,500	高速道路の新設、改築、維持、修繕その他の管理等	なし	なし	借入金の連帯債務	債務保証 (注3)	70,063	—	—
							当社借入に対する債務被保証 (注4)	58,038	—	—	
							料金収入等の精算等	料金収入等の精算金の受入 (注5)	9,038	高速道路 事業営業 未収入金	8,853
								料金収入等の精算金の支払 (注5)	15,822	高速道路 事業営業 未払金	397
							民営化に伴うETC前受金の精算	ETC前受金の精算	—	預り金	11,171
主要株主 (会社等) が議決権の過半数を自己の計算において所有している会社	西日本高 速道路株	大阪市 北区	47,500	高速道路の新設、改築、維持、修繕その他の管理等	なし	なし	借入金の連帯債務	債務保証 (注3)	51,522	—	—
							当社借入に対する債務被保証 (注4)	58,038	—	—	
							料金収入等の精算等	料金収入等の精算金の支払 (注5)	15,866	—	—
							民営化に伴うETC前受金の精算	ETC前受金の精算	—	預り金	8,554

- (注) 1. 日本道路公団等民営化関係法施行法第24条の規定により国土交通大臣が策定した暫定協定に基づき支払を行っております。
2. 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法第15条の規定により、高速道路の新設、改築、修繕または災害復旧に要する費用に充てるために負担した債務を、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構に引き渡しております。また、引き渡した債務について、当社は東日本高速道路㈱及び西日本高速道路㈱と連帯して債務保証を行っております。なお、保証料は受け取っておりません。
3. 日本道路公団等民営化関係法施行法第16条の規定により、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構、東日本高速道路㈱及び西日本高速道路㈱が日本道路公団から承継した借入金及び道路債券（国からの借入金、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構が承継した借入金及び国が保有している債券を除く）について、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構、東日本高速道路㈱及び西日本高速道路㈱と連帯して債務保証を行っております。なお、保証料は受け取っておりません。
4. 日本道路公団等民営化関係法施行法第16条の規定により、当社が日本道路公団から承継した借入金（国からの借入金を除く）に対して、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構、東日本高速道路㈱及び西日本高速道路㈱より債務保証を受けております。なお、保証料の支払は行っておりません。
5. 取引条件及び取引条件の決定方針等相互の申し合わせにより、精算処理を行っております。
6. 取引金額及び期末残高には、保証債務を除き、消費税等が含まれております。

(重要な後発事象)

(訂正前)

前連結会計年度 (自 平成17年10月1日 至 平成18年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
<p style="text-align: center;"><略></p> <p>II 社債の発行</p> <p style="text-align: center;"><略></p> <p>なお、上記の全ての社債に、以下の特約が付されております。</p> <p>① <u>機構法</u>の規定により、債券に係る債務が<u>機構</u>によって引き受けられた場合、同機構は、当社と連帯して当該債務を負うこととされております。</p> <p>② 上記①に定める債務引受がなされた場合、本債券の債権者は、<u>機構法</u>の規定により、<u>機構</u>の総財産についても、担保に供されることとしております。</p> <p>③ 上記②の先取特権の順位は、日本高速道路保有・債務返済機構債券の債権者の先取特権と同順位となるとされております。</p> <p style="text-align: center;"><略></p>	<p style="text-align: center;"><略></p>

(訂正後)

前連結会計年度 (自 平成17年10月1日 至 平成18年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
<p style="text-align: center;"><略></p> <p>II 社債の発行</p> <p style="text-align: center;"><略></p> <p>なお、上記の全ての社債に、以下の特約が付されております。</p> <p>① <u>独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法</u>の規定により、債券に係る債務が<u>独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構</u>によって引き受けられた場合、同機構は、当社と連帯して当該債務を負うこととされております。</p> <p>② 上記①に定める債務引受がなされた場合、本債券の債権者は、<u>独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法</u>の規定により、<u>独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構</u>の総財産についても、担保に供されることとしております。</p> <p>③ 上記②の先取特権の順位は、日本高速道路保有・債務返済機構債券の債権者の先取特権と同順位となるとされております。</p> <p style="text-align: center;"><略></p>	<p style="text-align: center;"><略></p>

(訂正前)

前連結会計年度 (自 平成17年10月1日 至 平成18年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)														
<p style="text-align: center;"><略></p> <p>IV 会社分割</p> <p>当社の中央研究所は、東日本高速道路、西日本高速道路及び当社における高速道路の管理及び建設にかかる既往技術の改善、また新技術の調査・研究及び技術開発を行ってきましたが、東日本高速道路、西日本高速道路及び当社は、高速道路技術の粋を集約し、高水準で効率的な調査・研究及び技術開発を共同で行うため、平成18年12月7日の当社取締役会において、平成19年4月1日に、中央研究所を3社共有の会社とし、<u>高速総研</u>として設立するものとして決議しました。</p> <p><分割の概要></p> <table border="1" data-bbox="205 794 791 1312"><tr><td>事業内容</td><td>高速道路の管理及び建設にかかる技術に関する調査、研究及び開発</td></tr><tr><td>事業規模</td><td>第1期運営費 3,306百万円 (注1)</td></tr><tr><td>分割の形態</td><td>新設分割</td></tr><tr><td>分割会社の名称</td><td>株式会社高速道路総合技術研究所</td></tr><tr><td>資産、負債及び純資産の額 (注2)</td><td>資産 2,132百万円 負債 一百万円 純資産 2,132百万円</td></tr><tr><td>従業員数</td><td>約100名</td></tr><tr><td>その他</td><td>高速総研に対する東日本高速道路、西日本高速道路及び当社の出資比率は、それぞれ1/3であります。</td></tr></table> <p>(注) 1. 第1期(自 平成17年10月1日 至 平成18年3月31日)運営費は、東日本高速道路、西日本高速道路及び当社の負担額の合計額であります。</p> <p>2. 平成19年4月1日における見込み額であります。</p>	事業内容	高速道路の管理及び建設にかかる技術に関する調査、研究及び開発	事業規模	第1期運営費 3,306百万円 (注1)	分割の形態	新設分割	分割会社の名称	株式会社高速道路総合技術研究所	資産、負債及び純資産の額 (注2)	資産 2,132百万円 負債 一百万円 純資産 2,132百万円	従業員数	約100名	その他	高速総研に対する東日本高速道路、西日本高速道路及び当社の出資比率は、それぞれ1/3であります。	<p style="text-align: center;"><略></p>
事業内容	高速道路の管理及び建設にかかる技術に関する調査、研究及び開発														
事業規模	第1期運営費 3,306百万円 (注1)														
分割の形態	新設分割														
分割会社の名称	株式会社高速道路総合技術研究所														
資産、負債及び純資産の額 (注2)	資産 2,132百万円 負債 一百万円 純資産 2,132百万円														
従業員数	約100名														
その他	高速総研に対する東日本高速道路、西日本高速道路及び当社の出資比率は、それぞれ1/3であります。														

(訂正後)

前連結会計年度 (自 平成17年10月1日 至 平成18年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)														
<p style="text-align: center;"><略></p> <p>IV 会社分割</p> <p>当社の中央研究所は、東日本高速道路、西日本高速道路及び当社における高速道路の管理及び建設にかかる既往技術の改善、また新技術の調査・研究及び技術開発を行ってきましたが、東日本高速道路、西日本高速道路及び当社は、高速道路技術の粋を集約し、高水準で効率的な調査・研究及び技術開発を共同で行うため、平成18年12月7日の当社取締役会において、平成19年4月1日に、中央研究所を3社共有の会社とし、<u>株式会社高速道路総合技術研究所</u>として設立するものとして決議しました。</p> <p><分割の概要></p> <table border="1" data-bbox="204 832 791 1349"><tr><td>事業内容</td><td>高速道路の管理及び建設にかかる技術に関する調査、研究及び開発</td></tr><tr><td>事業規模</td><td>第1期運営費 3,306百万円 (注1)</td></tr><tr><td>分割の形態</td><td>新設分割</td></tr><tr><td>分割会社の名称</td><td>株式会社高速道路総合技術研究所</td></tr><tr><td>資産、負債及び純資産の額 (注2)</td><td>資産 2,132百万円 負債 一百万円 純資産 2,132百万円</td></tr><tr><td>従業員数</td><td>約100名</td></tr><tr><td>その他</td><td><u>株式会社高速道路総合技術研究所</u>に対する東日本高速道路、西日本高速道路及び当社の出資比率は、それぞれ1/3であります。</td></tr></table> <p>(注) 1. 第1期(自 平成17年10月1日 至 平成18年3月31日)運営費は、東日本高速道路、西日本高速道路及び当社の負担額の合計額であります。</p> <p>2. 平成19年4月1日における見込み額であります。</p>	事業内容	高速道路の管理及び建設にかかる技術に関する調査、研究及び開発	事業規模	第1期運営費 3,306百万円 (注1)	分割の形態	新設分割	分割会社の名称	株式会社高速道路総合技術研究所	資産、負債及び純資産の額 (注2)	資産 2,132百万円 負債 一百万円 純資産 2,132百万円	従業員数	約100名	その他	<u>株式会社高速道路総合技術研究所</u> に対する東日本高速道路、西日本高速道路及び当社の出資比率は、それぞれ1/3であります。	<p style="text-align: center;"><略></p>
事業内容	高速道路の管理及び建設にかかる技術に関する調査、研究及び開発														
事業規模	第1期運営費 3,306百万円 (注1)														
分割の形態	新設分割														
分割会社の名称	株式会社高速道路総合技術研究所														
資産、負債及び純資産の額 (注2)	資産 2,132百万円 負債 一百万円 純資産 2,132百万円														
従業員数	約100名														
その他	<u>株式会社高速道路総合技術研究所</u> に対する東日本高速道路、西日本高速道路及び当社の出資比率は、それぞれ1/3であります。														

2【財務諸表等】

(1)【財務諸表】

重要な会計方針

(訂正前)

前事業年度 (自 平成17年10月1日 至 平成18年3月31日)	当事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)				
<略>	<略>				
<p>3 固定資産の減価償却の方法</p> <p>(1) 有形固定資産</p> <p>定額法によっております。</p> <p>なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。</p> <table style="margin-left: 40px;"> <tr> <td>構築物</td> <td style="text-align: right;">7～50年</td> </tr> <tr> <td>機械及び装置</td> <td style="text-align: right;">5～17年</td> </tr> </table> <p>また、<u>道路公団</u>から承継した資産については、上記耐用年数を基にした中古資産の耐用年数によっております。</p> <p style="text-align: center;"><略></p>	構築物	7～50年	機械及び装置	5～17年	<p>3 固定資産の減価償却の方法</p> <p>(1) 有形固定資産</p> <p style="text-align: center;"><u>同左</u></p> <p style="text-align: center;"><略></p>
構築物	7～50年				
機械及び装置	5～17年				

(訂正後)

前事業年度 (自 平成17年10月1日 至 平成18年3月31日)	当事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)								
<略>	<略>								
<p>3 固定資産の減価償却の方法</p> <p>(1) 有形固定資産</p> <p>定額法によっております。</p> <p>なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。</p> <table style="margin-left: 40px;"> <tr> <td>構築物</td> <td style="text-align: right;">7～50年</td> </tr> <tr> <td>機械及び装置</td> <td style="text-align: right;">5～17年</td> </tr> </table> <p>また、<u>日本道路公団</u>から承継した資産については、上記耐用年数を基にした中古資産の耐用年数によっております。</p> <p style="text-align: center;"><略></p>	構築物	7～50年	機械及び装置	5～17年	<p>3 固定資産の減価償却の方法</p> <p>(1) 有形固定資産</p> <p><u>定額法によっております。</u></p> <p><u>なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。</u></p> <table style="margin-left: 40px;"> <tr> <td><u>構築物</u></td> <td style="text-align: right;"><u>7～50年</u></td> </tr> <tr> <td><u>機械及び装置</u></td> <td style="text-align: right;"><u>5～17年</u></td> </tr> </table> <p><u>また、道路公団から承継した資産については、上記耐用年数を基にした中古資産の耐用年数によっております。</u></p> <p style="text-align: center;"><略></p>	<u>構築物</u>	<u>7～50年</u>	<u>機械及び装置</u>	<u>5～17年</u>
構築物	7～50年								
機械及び装置	5～17年								
<u>構築物</u>	<u>7～50年</u>								
<u>機械及び装置</u>	<u>5～17年</u>								

注記事項

(貸借対照表関係)

(訂正前)

前事業年度 (平成18年3月31日)	当事業年度 (平成19年3月31日)										
<略>	<略>										
<p>※2 担保資産及び担保付債務</p> <p>高速道路会社法第8条の規定により、総財産を道路建設関係社債100,000百万円の担保に供しております。</p> <p style="text-align: center;"><略></p> <p>4 偶発債務</p> <p>下記の会社等の金融機関からの借入金等に対して、次のとおり債務保証を行っております。</p> <p>(1) 民営化関係法施行法第16条の規定により、<u>機構</u>、<u>東日本高速道路</u>及び<u>西日本高速道路</u>が<u>道路公団</u>から承継した借入金及び道路債券（国からの借入金、<u>機構</u>が承継した借入金及び国が保有している債券を除く）に係る債務については、<u>機構</u>、<u>東日本高速道路</u>及び<u>西日本高速道路</u>と連帯して債務を負っております。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding-left: 20px;"><u>機構</u></td> <td style="text-align: right;">11,757,203百万円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;"><u>東日本高速道路</u></td> <td style="text-align: right;">70,063百万円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;"><u>西日本高速道路</u></td> <td style="text-align: right;">51,522百万円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">計</td> <td style="text-align: right;">11,878,788百万円</td> </tr> </table> <p>(2) <u>機構法</u>第15条の規定により、高速道路の新設、改築、修繕又は災害復旧に要する費用に充てるために負担した債務を<u>機構</u>に引き渡した額のうち、以下の金額については、<u>東日本高速道路</u>及び<u>西日本高速道路</u>と連帯して債務を負っております。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding-left: 20px;"><u>機構</u></td> <td style="text-align: right;">34,850百万円</td> </tr> </table> <p>なお、上記引き渡しにより、道路建設関係長期借入金が34,850百万円減少しております。</p>	<u>機構</u>	11,757,203百万円	<u>東日本高速道路</u>	70,063百万円	<u>西日本高速道路</u>	51,522百万円	計	11,878,788百万円	<u>機構</u>	34,850百万円	<略>
<u>機構</u>	11,757,203百万円										
<u>東日本高速道路</u>	70,063百万円										
<u>西日本高速道路</u>	51,522百万円										
計	11,878,788百万円										
<u>機構</u>	34,850百万円										

(訂正後)

前事業年度 (平成18年3月31日)	当事業年度 (平成19年3月31日)										
<p style="text-align: center;"><略></p> <p>※2 担保資産及び担保付債務</p> <p> <u>高速道路株式会社法第8条</u>の規定により、総財産を道路建設関係社債100,000百万円の担保に供しております。</p> <p style="text-align: center;"><略></p> <p>4 偶発債務</p> <p> 下記の会社等の金融機関からの借入金等に対して、次のとおり債務保証を行っております。</p> <p>(1) <u>日本道路公団等民営化関係法施行法第16条</u>の規定により、<u>独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構</u>、<u>東日本高速道路株式会社</u>及び<u>西日本高速道路株式会社</u>が日本道路公団から承継した借入金及び道路債券（国からの借入金、<u>独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構</u>が承継した借入金及び国が保有している債券を除く）に係る債務については、<u>独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構</u>、<u>東日本高速道路株式会社</u>及び<u>西日本高速道路株式会社</u>と連帯して債務を負っております。</p> <table border="0" data-bbox="252 1043 788 1218"><tr><td><u>(独) 日本高速道路保有・債務返済機構</u></td><td style="text-align: right;">11,757,203百万円</td></tr><tr><td><u>東日本高速道路株</u></td><td style="text-align: right;">70,063百万円</td></tr><tr><td><u>西日本高速道路株</u></td><td style="text-align: right;">51,522百万円</td></tr><tr><td>計</td><td style="text-align: right;">11,878,788百万円</td></tr></table> <p>(2) <u>独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法</u>第15条の規定により、高速道路の新設、改築、修繕又は災害復旧に要する費用に充てるために負担した債務を<u>独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構</u>に引き渡した額のうち、以下の金額については、<u>東日本高速道路株式会社</u>及び<u>西日本高速道路株式会社</u>と連帯して債務を負っております。</p> <table border="0" data-bbox="252 1517 788 1572"><tr><td><u>(独) 日本高速道路保有・債務返済機構</u></td><td style="text-align: right;">34,850百万円</td></tr></table> <p> なお、上記引き渡しにより、道路建設関係長期借入金が34,850百万円減少しております。</p>	<u>(独) 日本高速道路保有・債務返済機構</u>	11,757,203百万円	<u>東日本高速道路株</u>	70,063百万円	<u>西日本高速道路株</u>	51,522百万円	計	11,878,788百万円	<u>(独) 日本高速道路保有・債務返済機構</u>	34,850百万円	<略>
<u>(独) 日本高速道路保有・債務返済機構</u>	11,757,203百万円										
<u>東日本高速道路株</u>	70,063百万円										
<u>西日本高速道路株</u>	51,522百万円										
計	11,878,788百万円										
<u>(独) 日本高速道路保有・債務返済機構</u>	34,850百万円										

(リース取引関係)

(訂正前)

前事業年度 (自 平成17年10月1日 至 平成18年3月31日)	当事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
<略>	<略>
2 オペレーティング・リース取引 道路資産の未経過リース料	2 オペレーティング・リース取引 道路資産の未経過リース料
1年内 451,862百万円	1年内 464,573百万円
1年超 21,249,248百万円	1年超 20,772,469百万円
合計 21,701,111百万円	合計 21,237,042百万円
(注1) 当社及び機構は、道路資産の貸付料を含む協定について、おおむね5年ごとに検討を加え、必要がある場合には、相互にその変更を申し出ることができるかとされています。 ただし、道路資産の貸付料を含む協定が機構法17条に規定する基準に適合しなくなった場合等、業務等の適正かつ円滑な実施に重大な支障が生ずるおそれがある場合には、上記の年限に関わらず、相互にその変更を申し出ることができるかとされています。	(注1) 同左
<略>	<略>

(訂正後)

前事業年度 (自 平成17年10月1日 至 平成18年3月31日)	当事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
<略>	<略>
2 オペレーティング・リース取引 道路資産の未経過リース料	2 オペレーティング・リース取引 道路資産の未経過リース料
1年内 451,862百万円	1年内 464,573百万円
1年超 21,249,248百万円	1年超 20,772,469百万円
合計 21,701,111百万円	合計 21,237,042百万円
(注1) 当社及び独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構は、道路資産の貸付料を含む協定について、おおむね5年ごとに検討を加え、必要がある場合には、相互にその変更を申し出ることができるかとされています。 ただし、道路資産の貸付料を含む協定が独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法第17条に規定する基準に適合しなくなった場合等、業務等の適正かつ円滑な実施に重大な支障が生ずるおそれがある場合には、上記の年限に関わらず、相互にその変更を申し出ることができるかとされています。	(注1) 当社及び機構は、道路資産の貸付料を含む協定について、おおむね5年ごとに検討を加え、必要がある場合には、相互にその変更を申し出ることができるかとされています。 ただし、道路資産の貸付料を含む協定が機構法第17条に規定する基準に適合しなくなった場合等、業務等の適正かつ円滑な実施に重大な支障が生ずるおそれがある場合には、上記の年限に関わらず、相互にその変更を申し出ることができるかとされています。
<略>	<略>

(重要な後発事象)

(訂正前)

前事業年度 (自 平成17年10月1日 至 平成18年3月31日)	当事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
<p style="text-align: center;"><略></p> <p>II 社債の発行</p> <p style="text-align: center;"><略></p> <p>なお、上記の全ての社債に、以下の特約が付されております。</p> <p>① <u>機構法</u>の規定により、債券に係る債務が<u>機構</u>によって引き受けられた場合、同機構は、当社と連帯して当該債務を負うこととされております。</p> <p>② 上記①に定める債務引受がなされた場合、本債券の債権者は、<u>機構法</u>の規定により、<u>機構</u>の総財産についても、担保に供されることとしております。</p> <p>③ 上記②の先取特権の順位は、日本高速道路保有・債務返済機構債券の債権者の先取特権と同順位となるとされております。</p> <p style="text-align: center;"><略></p>	<p style="text-align: center;"><略></p>

(訂正後)

前事業年度 (自 平成17年10月1日 至 平成18年3月31日)	当事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
<p style="text-align: center;"><略></p> <p>II 社債の発行</p> <p style="text-align: center;"><略></p> <p>なお、上記の全ての社債に、以下の特約が付されております。</p> <p>① <u>独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法</u>の規定により、債券に係る債務が<u>独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構</u>によって引き受けられた場合、同機構は、当社と連帯して当該債務を負うこととされております。</p> <p>② 上記①に定める債務引受がなされた場合、本債券の債権者は、<u>独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法</u>の規定により、<u>独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構</u>の総財産についても、担保に供されることとしております。</p> <p>③ 上記②の先取特権の順位は、日本高速道路保有・債務返済機構債券の債権者の先取特権と同順位となるとされております。</p> <p style="text-align: center;"><略></p>	<p style="text-align: center;"><略></p>

(訂正前)

前事業年度 (自 平成17年10月1日 至 平成18年3月31日)	当事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)														
<p style="text-align: center;"><略></p> <p>IV 会社分割</p> <p>当社の中央研究所は、東日本高速道路、西日本高速道路及び当社における高速道路の管理及び建設にかかる既往技術の改善、また新技術の調査・研究及び技術開発を行ってきましたが、東日本高速道路、西日本高速道路及び当社は、高速道路技術の粋を集約し、高水準で効率的な調査・研究及び技術開発を共同で行うため、平成18年12月7日の当社取締役会において、平成19年4月1日に、中央研究所を3社共有の会社とし、<u>高速総研</u>として設立するものとして決議しました。</p> <p><分割の概要></p> <table border="1" data-bbox="204 794 791 1312"><tr><td>事業の内容</td><td>高速道路の管理及び建設にかかる技術に関する調査、研究及び開発</td></tr><tr><td>事業規模</td><td>第1期運営費 3,306百万円^(注1)</td></tr><tr><td>分割の形態</td><td>新設分割</td></tr><tr><td>分割会社の名称</td><td>株式会社高速道路総合技術研究所</td></tr><tr><td>資産、負債及び純資産の額^(注2)</td><td>資産 2,132百万円 負債 一百万円 純資産 2,132百万円</td></tr><tr><td>従業員数</td><td>約100名</td></tr><tr><td>その他</td><td>高速総研に対する東日本高速道路、西日本高速道路及び当社の出資比率は、それぞれ1/3であります。</td></tr></table> <p>(注) 1. 第1期(自 平成17年10月1日 至 平成18年3月31日)運営費は、東日本高速道路、西日本高速道路及び当社の負担額の合計額であります。</p> <p>2. 平成19年4月1日における見込み額であります。</p>	事業の内容	高速道路の管理及び建設にかかる技術に関する調査、研究及び開発	事業規模	第1期運営費 3,306百万円 ^(注1)	分割の形態	新設分割	分割会社の名称	株式会社高速道路総合技術研究所	資産、負債及び純資産の額 ^(注2)	資産 2,132百万円 負債 一百万円 純資産 2,132百万円	従業員数	約100名	その他	高速総研に対する東日本高速道路、西日本高速道路及び当社の出資比率は、それぞれ1/3であります。	<p style="text-align: center;"><略></p>
事業の内容	高速道路の管理及び建設にかかる技術に関する調査、研究及び開発														
事業規模	第1期運営費 3,306百万円 ^(注1)														
分割の形態	新設分割														
分割会社の名称	株式会社高速道路総合技術研究所														
資産、負債及び純資産の額 ^(注2)	資産 2,132百万円 負債 一百万円 純資産 2,132百万円														
従業員数	約100名														
その他	高速総研に対する東日本高速道路、西日本高速道路及び当社の出資比率は、それぞれ1/3であります。														

(訂正後)

前事業年度 (自 平成17年10月1日 至 平成18年3月31日)	当事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)														
<p style="text-align: center;"><略></p> <p>IV 会社分割</p> <p>当社の中央研究所は、東日本高速道路、西日本高速道路及び当社における高速道路の管理及び建設にかかる既往技術の改善、また新技術の調査・研究及び技術開発を行ってきましたが、東日本高速道路、西日本高速道路及び当社は、高速道路技術の粋を集約し、高水準で効率的な調査・研究及び技術開発を共同で行うため、平成18年12月7日の当社取締役会において、平成19年4月1日に、中央研究所を3社共有の会社とし、<u>株式会社高速道路総合技術研究所</u>として設立するものとして決議しました。</p> <p><分割の概要></p> <table border="1" data-bbox="204 832 791 1349"><tr><td>事業の内容</td><td>高速道路の管理及び建設にかかる技術に関する調査、研究及び開発</td></tr><tr><td>事業規模</td><td>第1期運営費 3,306百万円^(注1)</td></tr><tr><td>分割の形態</td><td>新設分割</td></tr><tr><td>分割会社の名称</td><td>株式会社高速道路総合技術研究所</td></tr><tr><td>資産、負債及び純資産の額^(注2)</td><td>資産 2,132百万円 負債 一百万円 純資産 2,132百万円</td></tr><tr><td>従業員数</td><td>約100名</td></tr><tr><td>その他</td><td><u>株式会社高速道路総合技術研究所</u>に対する東日本高速道路、西日本高速道路及び当社の出資比率は、それぞれ1/3であります。</td></tr></table> <p>(注) 1. 第1期(自 平成17年10月1日 至 平成18年3月31日)運営費は、東日本高速道路、西日本高速道路及び当社の負担額の合計額であります。</p> <p>2. 平成19年4月1日における見込み額であります。</p>	事業の内容	高速道路の管理及び建設にかかる技術に関する調査、研究及び開発	事業規模	第1期運営費 3,306百万円 ^(注1)	分割の形態	新設分割	分割会社の名称	株式会社高速道路総合技術研究所	資産、負債及び純資産の額 ^(注2)	資産 2,132百万円 負債 一百万円 純資産 2,132百万円	従業員数	約100名	その他	<u>株式会社高速道路総合技術研究所</u> に対する東日本高速道路、西日本高速道路及び当社の出資比率は、それぞれ1/3であります。	<p style="text-align: center;"><略></p>
事業の内容	高速道路の管理及び建設にかかる技術に関する調査、研究及び開発														
事業規模	第1期運営費 3,306百万円 ^(注1)														
分割の形態	新設分割														
分割会社の名称	株式会社高速道路総合技術研究所														
資産、負債及び純資産の額 ^(注2)	資産 2,132百万円 負債 一百万円 純資産 2,132百万円														
従業員数	約100名														
その他	<u>株式会社高速道路総合技術研究所</u> に対する東日本高速道路、西日本高速道路及び当社の出資比率は、それぞれ1/3であります。														